



危険物施設における加熱式たばこの
取扱い等について

危険物施設における加熱式たばこの運用状況について

- 関係事業者団体に対して、危険物施設における加熱式たばこに関する事業者の運用状況について聴取。

聴取先：石油連盟、（一社）日本化学工業協会、石油化学工業協会、（一社）日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、公益社団法人全日本トラック協会、日本危険物物流団体連絡協議会、日本塗料商業組合

【聴取内容】

- ・危険物施設において、加熱式たばこはどのような場所で使用しているか。
→ 従来たばこと同じ、施設内の喫煙所等で使用している。
- ・危険物施設における加熱式たばこの使用について、従来たばこと異なる取扱いとするニーズはあるか。
→ 従来たばこと同様の取扱いで支障は生じておらず、異なる取扱いとするニーズはない。
- ・事業所内に高圧ガス施設が設置されている場合、当該施設における加熱式たばこの使用は、どのような取扱いか。
→ 危険物施設と同様に、喫煙所等で使用している。

（参考）航空機内での取扱い

- ・大手航空会社のホームページを確認したところ、航空機内での加熱式たばこの使用は、従来たばこと同様に行わないよう求められている。
- ・また、加熱式たばこは、他の電子機器類と同様に、機内への持ち込みは認められているが、預け手荷物に入れてはならないこととされている。

加熱式たばこメーカー3社のユーザーガイドの記載内容について

- IQOS ユーザーガイド

(警告)

「燃えやすいもの、液体、ガスがある場所や酸素が使用されている特殊な場所では、IQOSデバイスを使わないでください。」

- Ploom TECH ユーザーガイド

(禁止)

「Ploom TECHに関連する全てのアイテムを引火性のもの（ベンジン、シンナー、スプレー、整髪料など）の近くで使用しない。」

- glo ユーザーガイド

(危険)

「本製品及び関連する付属品を引火性のもの（ベンジン・シンナー・スプレー・整髪料など）や可燃性のもの（たとえば寝具）の近くや、火がつきやすい環境（ガソリンスタンドなど）で、使用・充電しないでください。爆発や火災の原因となります。」

(参考) たばこ・ライターに関連する危険物施設における火災事例について

- 平成20年から平成29年までの10年間に発生した危険物施設における事故データから、「たばこ」及び「ライター」をキーワードとして火災事例を抽出。
(詳細は別紙参照)

【たばこ関連の火災事例】

たばこ関連の火災事例は38件あった。全ての事例が、喫煙中ではなく、吸殻の不始末により出火し、ごみ箱や周囲の可燃物を焼損したものの。

(主な事例)

- ・給油取扱所において、顧客がたばこの吸殻をごみ箱に捨て、残り火が他の可燃物に着火し、火災となったもの。
- ・一般取扱所において、従業員が吸ったたばこの火種が残っていることに気づかずにごみくずとともにごみ袋に入れたため、ごみくずに着火し、火災となったもの。

【ライター関連の火災事例】

ライター関連の火災事例は20件あった。このうち、たばこに火をつけようとした際に、可燃性蒸気に引火し、出火した事例は1件であった。

(たばこに火を付けようとした際の火災事例)

- ・給油取扱所において、作業場のピット内において、アルコール系洗浄剤（危険物）を使用し、油脂の洗い落とし作業を行った後、喫煙しようとしてライターに火をつけたところ、周囲の可燃性蒸気に引火し爆発火災となった。（平成20年）

(その他の主な事例)

危険物施設において、照明の代わりにライターを点火したところ、可燃性蒸気に引火した事例や、放火等があった。



危険物施設における喫煙に係る火気管理は、概ね有効に機能
吸殻の残火処理を徹底することが重要

危険物施設における加熱式たばこの取扱いについて

加熱式たばこ等に関する主な意見

(第1回検討会資料より再掲)

(全国消防長会)

- 加熱式たばこ等が消防法令上の火気に該当するか否かが明確となっておらず、消防法令上の取扱いについて疑義が生じており、危険物施設関係者への指導や立入検査時に使用を確認した場合の違反処理について方針を明確にする必要がある。

(ガソリンスタンドの関係事業者団体)

- 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用することについて、消防法上の取扱いが明確となっておらず、施設運営上、顧客への注意喚起に苦慮している。
- 従来たばこの見分けが付きにくいため、ガソリンスタンドで喫煙が可能であるという誤ったメッセージになりかねず、混乱が生じる懸念がある。

加熱式たばこについては、本体の製品規格が制定されていないことから、現行製品以外にも、今後様々なものが開発・販売される可能性があり、危険物施設において使用した場合の火災危険性を一律に論ずることができない。

現状として、

- ・ (危険物事業者) 従来たばこと同様の運用を行っている。
- ・ (たばこメーカー各社) 危険物の取扱い場所等で使用しないよう啓発している。
- ・ (火災事例) 喫煙に係る火気の管理については、概ね有効に機能している。

(論点) 危険物施設において、加熱式たばこはどのような取扱いとすることが適切か。